

## 富山県献血推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 献血思想の普及と献血事業の適正な運営を図るため、富山県及び日本赤十字社富山県支部は、富山県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 保存血液の需給計画に関すること。
- (3) 献血計画に関すること。
- (4) 献血グループの育成に関すること。
- (5) その他献血事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者から知事が任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 協議会に委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1人  
副会長 2人

2 会長は、知事をもって充て、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、知事が召集する。

(幹事)

第8条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 協議会の事務は、厚生部くすり政策課において処理する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和39年12月5日から施行する。

この要綱は、昭和62年2月4日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。